

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の
一部を改正する省令案に対する意見

一般社団法人新経済連盟

1. 意見

当連盟はこれまで、対面・書面原則を撤廃しデジタルファースト社会を構築するための具体的施策として、法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化を提言してきた。今回の改正によって、これまで電子定款についても公証人役場における面前確認が必要であった定款認証手続きに関して、一定の条件の下で出頭せずに実施可能となることは評価したい。しかしながら、法人設立手続きのオンライン・ワンストップ化の完全な実現に向けては今回の改正では不十分であり、更なる改革が必要と考える。

2. 理由

(1) 真正性・適法性の担保された電子定款に関しても公証人による認証を必要としている。日本経済再生本部に設置された『法人設立手続きオンライン・ワンストップ化検討会』では、起業の阻害要因を取り除き法人設立手続きオンライン・ワンストップの方向が議論され、委員の総意で、電子署名を付された電子定款については面前・双方向での確認を必須とすることに合理性が無いとする見解がまとめられた。検討会のとりまとめにも拘わらず、あらゆる定款に対して公証人による認証を必要とすることは、依然として起業家の限られた時間を奪うことになり、起業促進という政府の成長戦略の大きな流れを停滞させるものである。未来投資戦略 2018 には「世界最高水準の企業環境を実現するために、法人設立のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組み状況を検証し、平成 33 年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる」との文言がある。世界最高水準の起業環境を実現するためには、今回の改正では不十分であり、平成 33 年度を待たずに前倒しで取り組みを見直し、モデル定款を活用することで適法性の担保された電子定款の場合は公証人による認証を不要とするなど、ダイナミックな法改正を検討すべきである。

(2) 法に定める原則は出頭とし、オンライン手続きを例外としている。

今回新たに追加される規定は、公証人法上公証人の面前において行う行為を、例外的にテレビ電話等の映像と音声の送受信により実施することを可能にする。設立登記申請や税務署への設立届出など、法人設立に関わる全手続きをデジタル完結するには電子証明が前提となる。原則は出頭してするものを例外的に不要とする今回の改正では効果的・効率的な法人設立という目的達成には不十分であり、また、政府の推進するデジタルファースト社会構築に逆行している。電子定款認証を優先的に選択させる制度が設計されるべきである。

以上